

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月27日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県大竹市御幸町20番1号

氏名 三菱ケミカル(株)広島事業所
事業所長 清水 和博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0827) 52-4217

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

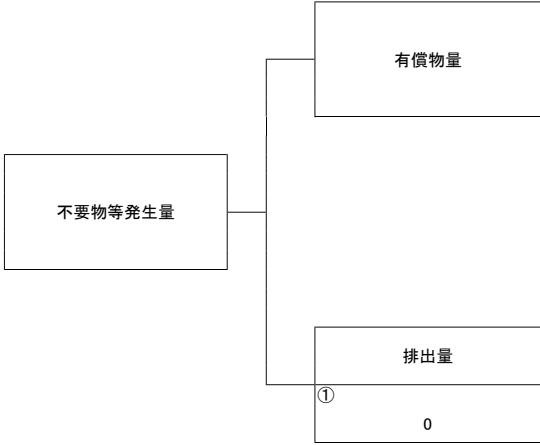
事業場の名称	三菱ケミカル(株)広島事業所（テクノUMG(株)大竹事業所分を含む）
事業場の所在地	広島県大竹市御幸町20番1号
事業の種類	16：化学工業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値		別紙4のとおり	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投棄処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

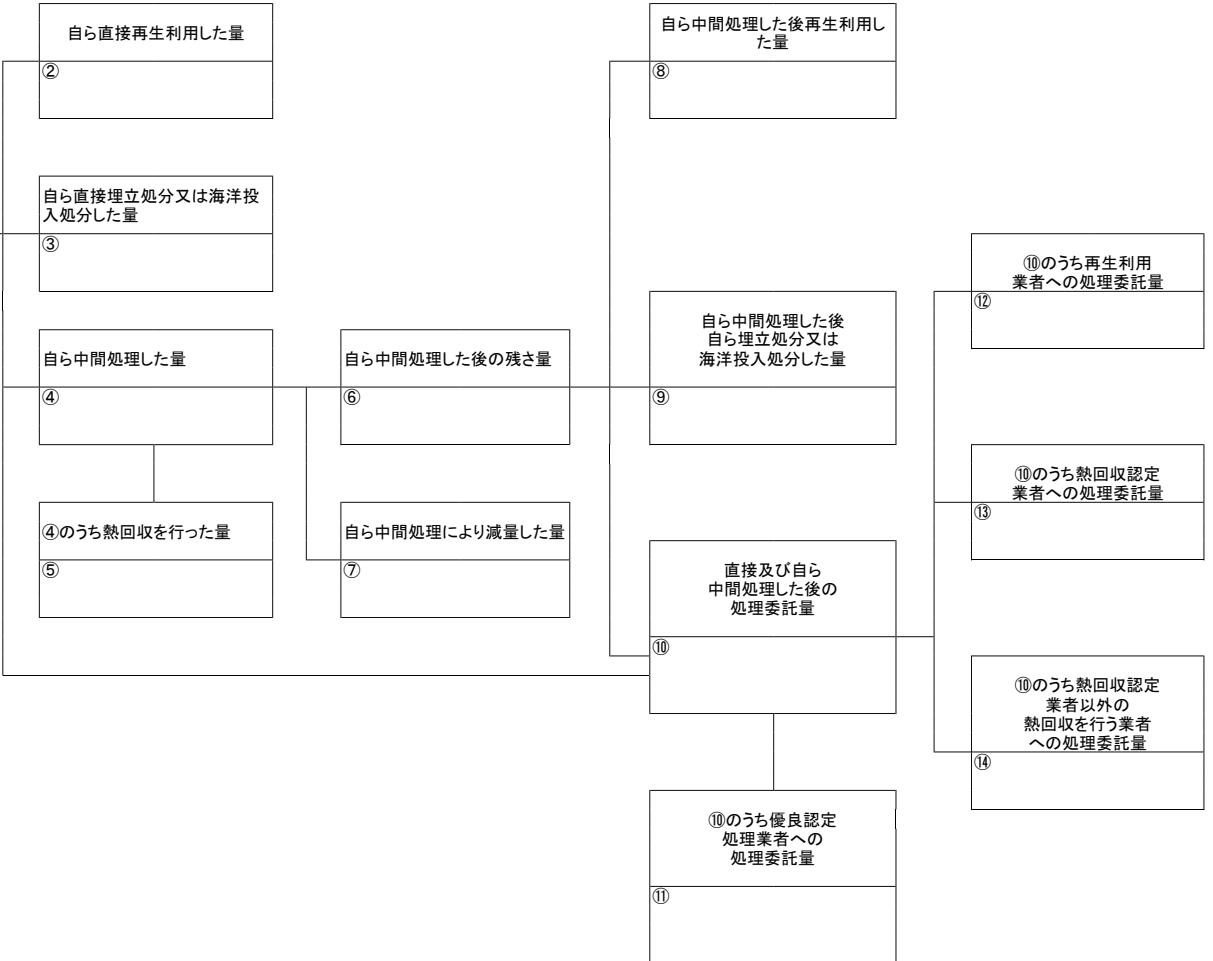
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:)

別紙3のとおり



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙3-その1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和4(2022)年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
産業廃棄物の種類														
燃え殻	1901	0	0	0	0	0	0	0	0	1901	0	1897	0	0
汚泥	8209	0	0	7248	7248	580	6668	580	0	961	0	30	0	0
廃油	3386	515	0	681	681	54	627	54	0	2190	0	0	0	0
廃酸	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
廃アルカリ	232	0	0	0	0	0	0	0	0	232	0	0	0	0
廃プラスチック類	1633	74	0	1111	1111	89	1022	89	0	448	0	0	0	0
紙くず	456	0	0	409	409	33	376	33	0	47	0	47	0	0
木くず	226	0	0	223	223	18	205	18	0	3	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	35	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	17	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	73	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0	70	0	0
鋳さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	1.21	0	0	0	0	0	0	0	0	1.21	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	36096	0	0	0	0	0	0	0	0	36096	0	36096	0	0
合計	52252.21	589	0	9672	9672	774	8898	774	0	41991.21	0	38157	0	0

別紙3-その2

実績値(単位:トン/年)

①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
1901	0	0	0	0	1901	0	1897	0	0
8209	580	7248	6668	0	961	0	30	0	0
3386	569	681	627	0	2190	0	0	0	0
4	0	0	0	0	4	0	0	0	0
232	0	0	0	0	232	0	0	0	0
1633	163	1111	1022	0	448	0	0	0	0
456	33	409	376	0	47	0	47	0	0
226	18	223	205	0	3	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	0	0	0	0	35	0	17	0	0
73	0	0	0	0	73	0	70	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1.21	0	0	0	0	1.21	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36096	0	0	0	0	36096	0	36096	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52252.21	1363	9672	8898	0	41991.21	0	38157	0	0

別紙4(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和4(2022)年度実績)

単位:トン/年

目標値 (前年度に提出した産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	56238	①排出量	52252
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	1515	②+⑧自ら直接再生利用を行った量	1362
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	11507	⑤自ら熱回収を行った量	9672
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	10700	⑦自ら中間処理により減量した量	8898
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
全処理委託量	44023	⑩全処理委託量	41991
優良認定処理業者への処理委託量	0	⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
再生利用業者への処理委託量	40144	⑫再生利用業者への処理委託量	38157
熱回収認定業者への処理委託量	0	⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月27日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県大竹市御幸町20番1号

氏名 三菱ケミカル(株)広島事業所
事業所長 清水 和博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0827) 52-4217

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱ケミカル(株)広島事業所（テクノUMG(株)大竹事業所分を含む）
事業場の所在地	広島県大竹市御幸町20番1号
計画期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙1のとおり**

①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製品出荷額 707億円
③従業員数	1756人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	燃え殻：中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化等 汚泥：自ら熱回収を行いながら中間処理 廃油：自ら直接再生利用または自ら熱回収を行いながら中間処理等 廃酸：中間処理業者に委託して中間処理 廃アルカリ：中間処理業者に委託して中間処理 廃プラスチック類：自ら直接再生利用または自ら熱回収を行いながら中間処理 金属くず：再生利用業者に委託して再資源化等 ガラスくず：再生利用業者に委託して再資源化等 ばいじん：中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化等 紙くず：自ら熱回収を行いながら中間処理 木屑：自ら熱回収を行いながら中間処理

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		別紙1のとおり	
(管理体制図) [本社] 取締役(委員長) ————— 環境安全推進委員会 ————— 各事業部門 └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── [広島事業所] 事業所長 ————— RC委員会 ————— 各製造部長 └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── └──────────┬────────── 環境安全・品質保証部			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		別紙1のとおり	
①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・製品歩留まりの向上 ・事業所内で再利用可能なものは再利用を実施 ・製品の開発に当たっては、廃棄物の処理を考慮		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施の取組事項を継続		
産業廃棄物の分別に関する事項		別紙1のとおり	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・製造工程以外から発生 of 産業廃棄物についても、可能な限り、部材(種類)毎の分別の徹底を図り、最終処分(埋立)量等を抑制		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・更なる分別の徹底を図る		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙1のとおり	
①現状	【前年度（令和4元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・廃油、廃プラ類の一部を、事業所内で燃料、原料として利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・これまでに実施の取組事項を継続		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙1のとおり	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・事業所内焼却炉で処分可能な廃棄物は、熱回収を行いながら中間処理（焼却）を実施			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・外部へ処理委託の産業廃棄物の性状等を精査し、事業所内焼却炉での処分量の増加を図る			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		該当なし	
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 **別紙1のとおり**

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
燃え殻 : 中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化等 廃酸 : 中間処理業者に委託して中間処理 廃アルカリ : 中間処理業者に委託して中間処理 金属くず : 再生利用業者に委託して再資源化等 ガラスくず : 再生利用業者に委託して再資源化等 ばいじん : 中間処理業者に委託してセメント原料として再資源化等			

		【目標】 別紙1のとおり	
②計画	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>・これまでに実施の取組事項を継続しつつ、処理の内部処理化、埋立→再資源化等の取組を強化</p>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和4年度)実績量

計画：今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	1901	1901	0	0	0	0	0	0	0	0	1901	1901	0	0	1897	1897	0	0	0	0
汚泥	8209	8209	580	580	7248	7248	6668	6668	0	0	961	961	0	0	30	30	0	0	0	0
廃油	3386	3386	568	568	681	681	627	627	0	0	2190	2190	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	232	232	0	0	0	0	0	0	0	0	232	232	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	1633	1633	163	163	1111	1111	1022	1022	0	0	448	448	0	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	456	456	33	33	409	409	376	376	0	0	47	47	0	0	47	47	0	0	0	0
木くず	226	226	18	18	223	223	205	205	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	35	35	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	0	0	17	17	0	0	0	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	73	73	0	0	0	0	0	0	0	0	73	73	0	0	70	70	0	0	0	0
鉱さい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	1.21	1.21	0	0	0	0	0	0	0	0	1.21	1.21	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	36096	36096	0	0	0	0	0	0	0	0	36096	36096	0	0	36096	36096	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	52252.21	52252.21	1362	1362	9672	9672	8898	8898	0	0	41991.21	41991.21	0	0	38157	38157	0	0	0	0

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月27日

広島県知事 様

提出者

住所 広島県大竹市御幸町20番1号

氏名 三菱ケミカル(株)広島事業所
事業所長 清水 和博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0827) 52-4217

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和3年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	三菱ケミカル(株)広島事業所（テクノUMG(株)大竹事業所分を含む）
事業場の所在地	広島県大竹市御幸町20番1号
事業の種類	16：化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値		別紙8のとおり	
項目	目標値	項目	目標値
排出量	t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

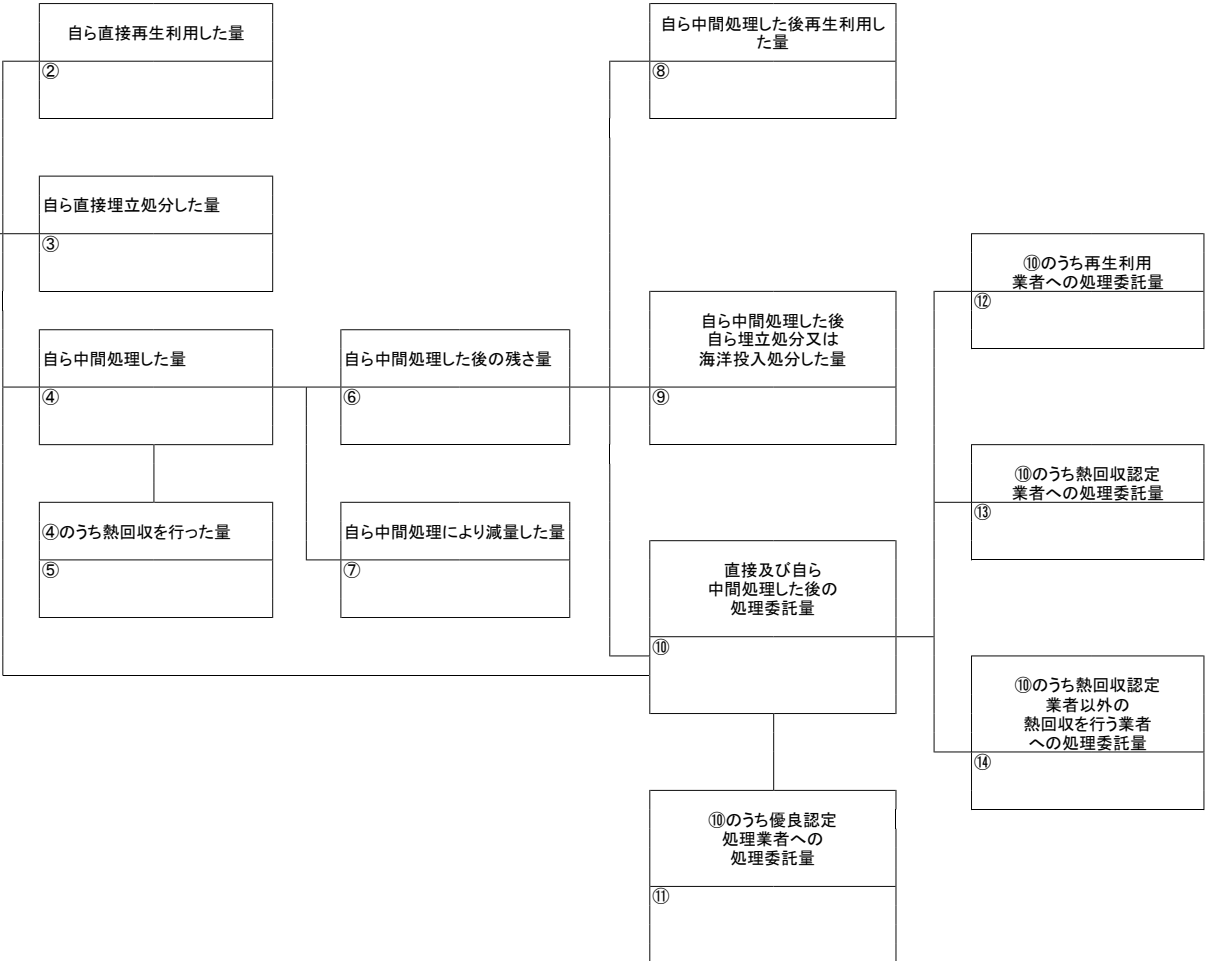
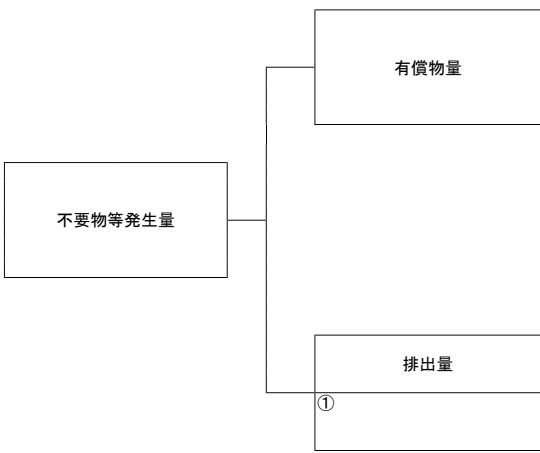
電子情報処理組織の使用に関する事項			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度	1821 t
		前年度	2472 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)			
・平成31年度より特別管理産業廃棄物を含めた産業廃棄物の全数について電子マニフェストを使用			

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:)

別紙7のとおり



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用者への処理委託量	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

別紙7-その1(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)
(令和4(2022)年度実績)

単位:トン/年

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
	排出量	自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後、再生利用した量	自ら中間処理した後、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑩のうち熱回収を行う業者への処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類														
廃油	1803	0	0	685	685	55	630	55	0	1118	0	0	0	0
廃酸	20	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0
廃アルカリ	533	0	0	0	0	0	0	0	0	533	0	0	0	0
感染性産業廃棄物	0.07	0	0	0	0	0	0	0	0	0.07	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)	34.32	0	0	0	0	0	0	0	0	34.32	0	0	0	0
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
銻さい(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃石綿等(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻(特定有害産業廃棄物)	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
ばいじん(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥(特定有害産業廃棄物)	74	0	0	0	0	0	0	0	0	74	0	0	0	0
廃酸(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2467.39	0	0	685	685	55	630	55	0	1782.39	0	0	0	0

別紙7-その2

実績値(単位:トン/年)

①	②+⑧	⑤	⑦	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
排出量	自ら再生利用を行った量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	全処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
1803	55	685	630	0	1118	0	0	0	0
20	0	0	0	0	20	0	0	0	0
533	0	0	0	0	533	0	0	0	0
0.07	0	0	0	0	0.07	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34.32	0	0	0	0	34.32	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	3	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74	0	0	0	0	74	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2467.39	55	685	630	0	1782.39	0	0	0	0

別紙8(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

(令和4(2022)年度実績)

単位:トン/年

目標値(前年度に提出した 特別管理産業廃棄物処理計画の計画値)		実績値	
排出量	1835.171	①排出量	2467.39
自ら再生利用を行う特別管理 産業廃棄物の量	54	②+⑧自ら直接再生利用を 行った量	55
自ら熱回収を行う産特別管理 業廃棄物の量	773	⑤自ら熱回収を行った量	685
自ら中間処理により減量する特 別管理産業廃棄物の量	719	⑦自ら中間処理により減量した 量	630
自ら埋立処分を行う特別管理 産業廃棄物の量	0	③+⑨自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量	0
全処理委託量	1063.171	⑩全処理委託量	1783.39
優良認定処理業者への処理委 託量	0	⑪優良認定処理業者への処理 委託量	0
再生利用業者への処理委託量	0	⑫再生利用業者への処理委託 量	0
熱回収認定業者への処理委託 量	0	⑬熱回収認定業者への処理委 託量	0
熱回収認定業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	0	⑭熱回収認定業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託量	0

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月27日

広島県知事 殿

提出者

住所 広島県大竹市御幸町20番1号

氏名 三菱ケミカル(株)広島事業所
事業所長 清水 和博

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0827) 52-4217

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三菱ケミカル(株)広島事業所（テクノUMG(株)大竹事業所分を含む）
事業場の所在地	広島県大竹市御幸町20番1号
計画期間	令和 5年 4月 1日 ～ 令和 6年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項 **別紙5のとおり**

①事業の種類	16：化学工業
②事業の規模	製品出荷額 707億円
③従業員数	1756人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥（特定有害）：中間処理業者に委託して中間処理 可燃性廃油：自ら熱回収を行いながら中間処理または中間処理業者に委託して中間（焼却）処理等 廃酸：中間処理業者に委託して中間処理 廃アルカリ：中間処理業者に委託して中間処理

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項		別紙5のとおり	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・可燃性廃油の一部を、事業所内で燃料として利用		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・これまでに実施の取組事項を継続		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項		別紙5のとおり	
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） ・事業所内焼却炉で処分可能な廃棄物は、熱回収を行いながら中間処理（焼却）を実施			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） ・外部へ処理委託の産業廃棄物の性状等を精査し、事業所内焼却炉での処分量の増加を図る			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項		該当なし	
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙5のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
可燃性廃油：中間処理業者に委託して中間（焼却）処理等			

		【目標】	別紙5のとおり	
②計画	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>・これまでに実施の取組事項を継続しつつ、処理の内部処理化の取組を強化</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】	別紙5のとおり		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			t
		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>・平成31年度より特別管理産業廃棄物を含めた産業廃棄物の全数について電子マニフェストを使用</p>		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

